慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦後憲法改正論の系譜:矢部貞治の憲法改正論を中心に
Sub Title	The origin and character of Teiji Yabe's arguments for constitutional
	amendments
Author	玉木, 寛輝(Tamaki, Hiroki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication	2013
year	
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu :
	Journal of law and political studies). Vol.97, (2013. 6) ,p.369- 400
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN10086101-20130615-0369

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後憲法改正論の系譜

――矢部貞治の憲法改正論を中心に―

玉

木

寛

輝

一 はじめに

(一) 社会主義と相対主義二 矢部貞治の思想的背景

三 矢部貞治の内政論と憲法改正論 (二 共同体主義と人間人格の保護完成

、 昭和戦前期における矢部貞治の内政論

矢部貞治の憲法改正論一

○ 昭和戦前期における矢部貞治の国際関係論 矢部貞治の国際関係論と憲法改正論

) 矢部貞治の憲法改正論二

Ŧi.

) 戦後憲法改正論の中の内政論戦後憲法改正運動の中の矢部貞治とその影響

戦後憲法改正論の中の九条改正論

六 おわりに

369

一はじめに

て き た。 に 第九条の改正論についても、 ではないかというのが本稿の論点である。さらには、これまで「ナショナリスティック」と評されてきた日本国 法改正問題は、 とを明らかにする。 ては おいて主観的には「デモクラシー」をより徹底すべく大日本帝国憲法の「革新」を迫った立場の延長線上にある かわらずこれまでの研究史上、 昭和二○年代半ばころから昭和三○年代にかけて、 「保守」・「復古」あるいは しかし、 占領期に進められた「民主化」政策に対する揺り戻し、すなわち「逆コース」の一環として捉えられ これから述べる昭和二○年代半ばころから三○年代における矢部貞治の日本国憲法改正論は 詳細に検討すればそこには「非国家主義的」な側面を重視する議論が内包されていたこ 当時の日本国憲法に関する議論については十分な検討なく、 「戦前憲法への回帰」という図式で単純化されてきたように思われる。(1) 日本国憲法の改正問題は政治上の争点となっていた。 憲法改正派の立場に それにも わゆる憲 憲法 戦前 0 つ

0) なって憲法改正運動に積極的に参画していくのである。これまでの矢部貞治に関する研究は主に戦前を対象にしたも 査会の委員となるなどいわゆる「保守派」と称される勢力と深い関係を持ち、また自ら自主憲法期成同盟 体制運動の中心的存在を担う。そして戦後は後述するように中曾根康弘に深い影響を与え、さらには自民党の憲法調 ついてー 矢部貞治は戦前東京帝国大学教授をつとめ、 戦後体制を 戦後の憲法改正論が、 戦後については波田永実氏が敗戦直後の矢部の憲法改正論について触れているのみである。 『大正デモクラシーへの回帰』 戦前において主観的には「デモクラシー」をより進めようとした立場と連続性 既存の政治秩序を「革新」すべく近衛文麿を中心に展開された近 とはとらえなかった」としているが、 本稿の論点は 波田 むしろ上述 の — 氏は矢部 員と 衛新

が

ちな人間は、

客観的真理を認識しえないがために、

直ちに客観的価値に基づいた「制度を作り得る程、

この不完全な「人間性の本質」から第二の相対主義である政治機構・法制度の相対性も導き出す。

っていたのではないかという点にある。 という図式では括ることのできない戦後の日本国憲法改正論の諸相を、 単純に「復古」・「戦前憲法への回帰」、 矢部貞治の戦前 さらには 戦後の議論を追うこと 「ナショナリステ ゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゚

ッ

によって明らかにしたい。

矢部貞治の思想的背景

(-)社会主義と相対主

したがってその不完全な「人間性の本質」ゆえに当然政治も不完全であるとする。(空) る」という。第一の相対主義は、 治を論ずるにあたり理想・当為と現実・存在という二元論を使う。そのうえで「二つの意味に於て相対主義を認め た背景には、幼少期から「物質の苦しみの中に育てられた」という自身の生い立ちが関係しているものと考えられる。 大学の助手時代には社会民主主義研究に一生を捧げることを決意している。このように社会主義の影響を色濃く受け と、後に社会大衆党党首となる麻生久が労働者の直接行動を主張する演説を聞いて共感しており、(6) このような社会主義の影響に加えて、矢部が強く影響を受けていたのはハンス・ケルゼンの影響である。矢部は政 本章では、 雑多の本能、 矢部の戦前、 欲望、野心」といったものに支配される不完全な存在であるため理想=当為を認識できないという。 戦後を貫く思想的背景について触れておく。矢部は大正一二年に東京帝国大学に入学する 人間は「天使でも野獣でもない」という人間性の相対化である。 矢部によれば人間 昭和二年東京帝国

しかく完全

導かれ、 を、 いると述べる。 なるもの」ではなく、「現実的政治制度の中に、 n れる。ここに政治と人間社会の現実を念頭に置きつつもそれを理想へと「革新」していこうとする矢部の姿が見て取 もよく奉仕し得る限り、 よう。 かなければならないという。こうして相対的な政治機構や法制度は、「その時所の条件の下に於て、(キ) 以上のように矢部は基本的にはケルゼンの相対主義の立場に立ちつつも、 頭から人間より剝奪する」相対主義は この制度の相対化の観点から、「成文硬性の憲法主義も自体不可動の原則ではないのである」という論理(⑤) 後述する矢部の理想である「人間人格の保護完成」のためには「不磨の大典」として神聖視された大日本帝 したがって政治機構・法制度という現実は理想・絶対価値そのものではなく相対的なものである。 認めらるる」とされ、高次の理想、 「単なる否定主義」であるとし、 直ちに絶対価値を容認するが如きは」あまりに人間性を楽観視 究極価値に奉仕するよう「革新」され得ることが述べら 人間は理想に向かって現実を向上させて 他方でケルゼンの「最高価値の認識: その理念に最 して 能 力 が

〕 共同体主義と人間人格の保護完成

そしてその下で展開される政治体制という現実をも「革新」し得るという立場につながっていく。

玉

憲法、

護完成」である。 「革新」 節では矢部が人間を不完全なものとみつつも、 すべきであるとしていたことを確認した。 矢部が「最高善」、 人間は最高価値と理想の追求を行い、 すなわち理想としていたものは その理想に向けて現実を 「人間人格 の保

させたが、それは「動的生物学的な弱肉強食の利己の自由となり、 代の諸原理」 かし矢部によればこの は人間を 自由放任を求める。 「原子的『個』」 「人間人格の保護完成」という理想は近代の自由放任主義の中で危機を迎えてい この へ解放した。この 「無政府」 的自由放任思想は、 「原子的」個人は、 所有権は、 産業革命等と結合し「近代資本主義を発展 国家を自らの 生存と人格保持のためではなくして権 利益のため の道具に過 近近

的背景を踏まえた上で、

昭和戦前期における矢部の議論と戦後の矢部の憲法改正論がどのように関係するのかを検討

力的 る自由放 こうして矢部は自由放任主義の下では 「人間人格の保護完成」を考えず、 搾取 任主義をそれ自体無秩序であるとし、 の 武器」 一となるという。 矢部は 利己主義的に自由を求めて他人を搾取する無秩序な世界に発展すると考える。 「強者の暴力的強制が 相対主義」 さらに社会主義的な観点から、 の観点から、 (中略)支配するであらう」と述べる。 不完全な人間を「 それは資本主義と結合して各人が他人 原子的 個 の 状態 解 放

指導者によりてその中より選び作られ 主 つも、 格を携へて参与する」ことによって可能になると矢部は述べる。(空) 完成」を実現せんとする 要性を訴える。 固なる統制的なる少数者の指導」という議論を持ち出す。矢部はケルゼンの議論を引用しつつ、「その指導者は 形 この議論 で政治意思の一元化が必要である。 義の根拠を「何等か超越的乃至自然的なる外部」にではなく、 以上の考察を矢部は第一次世界大戦後の政治史の中に位置づけ、 求めるのである。 他方で自らがまさに思想形成をしていく大正から昭和にかけての「デモクラシー」的風潮の影響か は、 その共同体主義は、「原子的」個人の利益を重視するのではなく共同体の全成員に「人間人格 次章で述べる近衛新体制運 しかし「全成員の意思と利益を一体的団体の意思と利益にまで、『統整』する」には何 「共同福利」を目標としなければならない。そしてそれは そこで矢部は、「凡ての個人人格を尊敬し、 (中略) 「動期における執行権の強化と結びついていく。 公けに行動し、 批判を」受ける点で「専制政」とは異なるとい 矢部は 「成員個々人の内在的人格的意思的なる支持 自由放任主義から共同体主義へ移行すること 「自由放任」 広く大衆の意思の上に」立つ 「かかる追求に全成員が意思と人 の近代自由主義に批判を加 次章では上記の 矢部の 5 共同 5 思 え か 0) 想 0 強 中 体 被

三 矢部貞治の内政論と憲法改正論

○ 昭和戦前期における矢部貞治の内政論

れ ある。 合致する」と述べる。 た矢部 らず、 土台の上に現はるゝ」 矢部はこの 7 0 麻生久に投票している。 実現の る政党政治が確立していた。 日本では大正一三年に加 矢部に示唆を与えたものと考えられる。 13 同書は自由主義に代わる共同体主義、 既成政党への批判は当時の時流に乗った側面があったのではないかと思われる。 は、 ため 社会主義に強いシンパシーを感じていた矢部貞治も既成政党には批判的であり、 ケル ナチス政権下のドイツにおいて、 の国家緊急権の活用を主張するが 口 イターの憲法論を読み、 ものと捉える議論に共感を示しており、 このケルロイターの憲法論を矢部が翻訳したのが、 憲政記念館所蔵の矢部日記には、 藤高明率い しかし他方で相次ぐ恐慌への対処能力などの点から、 る護憲三派内閣が成立して以来、 その その共同体、 同政権を支持する法学者オットー 「国民共同体への関心の喚起」、 これから述べる矢部の新体制 職能代表制と有機的に結びつく 当時 後者については の日本の政党政治に対する印象はあまり記され 昭和七年まで政友会と民政党が交互に政! 昭和 運動の議論には同書との類似性が見ら 「僕の共同体的衆民政の根 さらには強力な執行権を 四年の ケルロイターと密接な関係を持 政党政治への批判の声 昭和一 『ナチス・ドイツ憲法論』 、執行権、 昭和 〇年欧州留学に出 五年の総選挙では先述 さらには [国民] 本的立場と 共同 も上 てお が 体 つ。 主 で の つ

そ

Ō

理

論的

1根拠は、

議会政の危機」

から導かれる。

矢部によれば

「議会政の

危機」

は

「資本主義の

独占」

矢部は次第に近衛文麿のブレー

ン的存在になっていき、

昭和一

五年の近衛新体制

運動

を積極的

374

済 基本とする。 を擁護」するための 由 Ź のように 0 放任の 発展」 の進 「独占的な高度資本主義」 に対して、 展 「流動と自由競争の中に」解放する「大衆文明」である。 (3) の下で「経済的平等の要求」といった「社会的正義の実現と社会生活の国家統制に関する」要求を行う。(※) 「複雑な社会経済問題の解決」 そして今やその の二点に求められる。 「牽制と均衡」の 「権力分割 「自由放任的資本主義」 に転じているという。 (中略) 原理によって自由放任と「財産権を擁護」 議会政治は、 等の原理に立つ」 が要請される「大衆文明」では、 資本主義の勃興期において 他方、 は 「余剰価値を確保」 議会政治では対処できないとする。 近代は同時に この自由競争の中に解放された大衆は、「社会経 「封建的権威」 国家の介入を牽制 するために議会や政党をその手中 することを企図 新興ブル ジ から「厖大なる大衆」 Э ワ階級 した し自由放任と 権 が 力 「専 0 制 財 を自 産 お 主 z を 0

級 的対立と闘争が、 0 すなわち、 利益を擁護する道具と化し、全成員の「人間人格の保護完成」 社会主義的な思考様式を持っていた矢部は、 組織的に先鋭化」していると見るのである。 議会政治が「動的生物的な利己の自由」 という理想に奉仕していない ために を求め 「経済的 3 部 0) 級 階

度

は

矢部

する27 るとい 題とそれに伴う「階級的 場々々に於て政治に参与」 分立」を要請する議会政治ではなく、 革新を昭 ていないとし う₂ は以上の議論を日本にもあてはめ、 そのような 和 五年の近衛新体制運動の中で模索していく。 て、「制度の相対化」 「統制経済乃至計画経済」を行うための「執行権 分裂を救ひ、 し得る一 職能団体組 の観点から、 「集中強化された」 国民全員の生活を保障すべき社会正義の要求」は、 全成員の **漁織** 先述した共同体主義に基づく新政治制度、 を基礎にした 「人間人格の保護完成」 執行権による「統制経済乃至計画経済」 進展する「大衆文明」の中で複雑化する社会・ 「国民組織 の集中強化」 という理念に議会政治という制 が政府と共同することで可能 は、 財産権擁 国民がその日常生 すなわち大政翼 によって達 護の ため 経済的 に になると 賛 権力 奉仕 0

を達成するという構想は、

国民

組

共同体の全成員が選出した指導者が全成員の「人間人格の保護完成」

ざるところ」であると述べる。

奏文」は、「憲法は国家の基本法」であるから安易な変更は許されないとしつつも、「法も亦変化と発展の理法を免

馳するものとしても批判された。 を基礎にした執行権の強化という形で近衛新体制運動の中で実際に追求されたのである。 あった。 のとして「幕府政治の再来」等の批判を受け、さらには「不磨の大典」である帝国憲法に定められた議会の規定に背 である。上記の矢部らの意図の下に推進された大政翼賛会は、 ここで重要なのは、 、幸一内大臣に手交しているが、 昭和一五年八月二七日、 このような 近衛文麿は「外交方針、経済、 ゆえに矢部にとってはこの分権的な大日本帝国憲法こそがまず対処すべき問題 「国民的基礎に立つ」執行権の集中強化をはかることは、 それを執筆したのは矢部貞治である。その意見書と思われる(33) 大日本帝国憲法に定められた「天皇大権」を脅かす 財政政策について」の意見書を内覧に供すように、 憲法問題を惹起したこと 「国策についての上

を指していると思われる。 7 見る点である。 か 体法に属する部分」 [憲法 注目すべきは、 2 いると指摘する。 たも は果たせない。 日本においても「欧米の議会政治、 は の関係等を問題視していることを見れば、 のと思われる。 「不磨の大典」としてその改正に触れることはタブー視されていたため、 矢部は 矢部が大日本帝国憲法にも自由を以て神聖視した欧州の「時代精神」 そこで「政体法」 は、 当時「政体」は 「帝国憲法は、 矢部は第一次大戦後の欧州の中には 個人の生命、 しかし矢部によればそのような近代的な自由主義の下では全成員の「人間: の部分の運用について従来からの「革新」 建国の精神を基礎とせる国体法を基盤として制定」されているが、 「統治権行使の形式」とされ、 財産、 政党政治と共通の発展」が見られたとして「現実政治体制」 自由を以て、 矢部の言う「政体法」は帝国憲法の議会の協賛権を定めた規 絶対神聖」と考える「欧州諸国の政体法より摂取せら 「富の公正なる分配」をはかり、「 矢部が他の史料で、「政体法」 が必要であるという。 規定の改正にまでは踏 が ある程度反映され 個人の自由 に の 当 人格の保 おける 運 時 同 いみ込 用 てい 大日本帝 権 時 内閣 によ 定等 ると 財 め に 政 産 n

序

を建設しようとしたのである。

することを提言する。 矢部はある程度授権的性質を持つ執行権の強化も「国民の自発的参与」という「国民の基礎」 受けず実質的には政府の執行権の強化につながる。 えていたことである。 たのである。 分立」の表現と見る「政体法」 敵対するものではなく、 のであり、 こうして矢部は日本においても、 に統制を加えるため憲法改正を伴わない「政治運用」によって、「執行権」 第一 それは しかし留意しておくべきことは、 四条の戒厳令、 「国民意志に基づく『受任的性質』を有するもの」であるために矢部の考えるデモクラシー 矢部はカール・シュミットの主権独裁論は、 これらの条文は、 一定の場合には寧ろ密接に結合する」としている。(③) の運用を革新し、 第三一条の天皇大権の行使、 「政治運用」によって執行権の強化が可能であることを示唆 いずれも形式的には天皇の権限によるとされた規定であり、 あくまでも矢部は、 日本でも執行権の強化による「富の公正な分配」を行うことを考え すなわち矢部は、これらの規定によって自身が自由放任、 第七○条の緊急時における財政処分規定を柔軟に行使 その「法的根拠」を「国民意志そのもの」に置 「執行権の強化」 このシュミットに関する議論を見れ を強化している国もあると指摘する。 は国民の基礎に立つべきだと考 があれば共同体主義と 議会等の介入を 帝国憲法第八条 権力

を執行権の は 0 全成員 以上本 が利己主義的に利益を追求する資本主義の道具とみなす矢部は、 日本に自由 0 節 強化によって の重要な点をまとめたい。 「人間人格の保護完成」という理想は達成できないとする。 放 任の 「自由民主主義」 「革新」 することで、全成員の「人間人格の保護完成」を実現すべき社会主義的な共同 を見ていた。 矢部は帝国憲法の政体法の下で欧米と同様の議会政治が発達したとし しかしながら、 社会主義的な観点から議会政治を そのような 矢部はこうして帝国憲法の 「自由民主主義的」 な政治は 政体 原子的 法 体 制 0 0 体秩 下で な個 戦前 部 分

矛盾しないと考えていたといえよう。

矢部貞治の憲法改正論

和 義 ク司令部から押し付けられたものに相違あるまい」と冷ややかな反応を示している。事実、(3) 離 ばしば求められるようになり、その際執筆したと思われる「新日本ノ政治綱領」は、「新日本社会ノ建設」には(%) わ 後日本に実現すべきという考えであったと思われる。 てもやはり批判すべきものがある」とし、 南原繁が貴族院で憲法改正草案について、「自由主義的民主主義は更に新たな世界観を完成して民族共同体的民主主 昭和二一年三月に政府が発表した憲法改正草案要綱は満足のいくものではなかったようであり、 同 せる。 :の確立をなすことが必要ではないか」と迫るのを記事で見た矢部は、 ⁽³⁹⁾ 生活体ノ育成」 |賛会について、 れていくようであるが、 二三年には「憲法そのものの成立ちに関しても、 ある由。 は 敗戦後、 矢部は昭和二○年一○月の半ばになると憲法改正作業に従事していた近衛文麿らから改憲に関する意見をし 矢部を戦後の憲法改正運動に導いたものは、 当然のことだ」と記しており、 が必要であるとして依然として共同体主義を打ち出している。(※) 昭和二一年一月の日記には「大政翼賛会といふものについては、 自ら帝大教授の座を辞す。その一方で矢部は戦前期の日本にも理があると考えていた。 以後も矢部は共同体主義の実現を志向していく。このように共同体主義を目指す矢部 昭和二〇年代半ばころから三〇年代にかけて積極的に憲法改正 自身の目指した共同体主義には理があったと認識していたことをうかが 批判しなければならぬものがあるが、 戦前において実現できなかった共同体主義的な政治体制 非常に共感を示している。 結局矢部は近衛らの改憲作業か マック司令部で段々認識を改め 更にその憲法の内容に 昭和二一年八月二八 同案について「マ こうして早くも昭 運 例えば大政 動を展開 には、 を 0 協

失業者の続出

(中略)二・二六前夜とも言われるも誇張でない」と述べている。また、

「終戦後最大の、

政経上の危機だと思う」とし、

「国際収支は限度だ。

政治面では、

昭

和二七年

和二九年度の経済白書を見た矢部は

378

想

のため、

矢部

は戦後も執行権の強化論を展開し、

こうして戦前

には

人間人格の保護完成」

と表現した

「すべ

ての国民に人間らし

い生活条件を保障する」

会党双方を批判 をめぐる指揮権発動問題、 して政界における さらには昭和二九年の警察法改正問題をめぐる乱闘国会を引き合い 精神的腐敗」、 「共同 の理想」 の喪失を指摘する。 に出し、 自 一由党、

社

ない」というのである。 (4) 学んでいないというのである。 な秩序が生み出されていると批判した。 さに保障」している。 そして「その必要をさらに決定的とするのが、 的民主政治」の時代には 最大限に保障」しようとして「『権力の分立』とか る共同体主義が必要である。こうして矢部は再び、 (部) まれていることは間違いないだろう。 ある」という。 民に人間らしい生活条件を保障する」ことはできないと述べる。特に「膨大な大衆がことごとく参政権を持った大衆 の行き過ぎの憲法と似て」おり、「あれほど苦い経験をした『民主政治の危機』 の観念」 このように矢部が最も活発に憲法改正運動を行った時期は、 「政経上 ではなく、 一の危機」 それにもかかわらず、 の時代だったのである。 その意味で日本国憲法は「古い 一共同生活の秩序と調和をも重視し、 戦前、 「ブルジョワ階級」のための議会中心政治ではなく、「執行権の安定と強化」が必要であ 矢部は大日本帝国憲法の その帝国憲法と同様に、 日本国憲法は、 矢部の述べる「失敗した諸国の行き過ぎの憲法」 このような「危機」の時代にあっては、 階級闘争を克服ないし緩和するため 「『自由放任』 『抑制と均衡』」を原理にした議会中心の政治では、 「国会を万能にし、内閣の安定強化を忘れ、 『自由民主主義』の考えに立ち、 「政体法」により、 対立抗争を 戦後の日本国憲法も自由放任的な点におい 矢部の認識の中では戦前 の要求を背景にして、 (中略) 「ブルジョ から、 連帯と協同 (中略) 個人の自由に偏重する 個人の自由権と私有 ワ階級」 ほとんど何ものも学んで 第一次大戦後に失敗した諸国 の の中に大日本帝! 「二・二六前夜」 .の精 の国家による統制経済 のための自由 神によって克 自 由 [と権 「すべ て何も に比 利 財産権 「利益 7 放 は つぶ お が 任 の す 的 を す 社 N.

その方策として緊急命令権の規定を憲法に盛り込むことを主張 379 É

一案に共感したと述べてい

祉 前 を政府に移譲してしまう。 る。 0 る 日 -社会主義的な意味合いをもっていたと考えられる。 本帝 採用時に社会党が衆議院憲法改正委員会に提出した「『財産権は侵してはならない』の頭に、 のである」と述べる。 を目的とする旨を書き、 知っていたからだと思われる。 法的措置を講じており、 大戦後において各国共に見られておる。 戦前、 国 矢部 法の緊急勅令、 は他国 の執行権強化のための憲法改正とそれによる「富の公正な分配」 イギリスは、 その統制経済は第二次大戦後まで続いている。(戦) 或は緊急権法、 又公共のために私有財産を用いる場合、 緊急時における財産処分規定の柔軟な運用を唱えていた。 すなわち矢部の緊急命令権論は、 第二次大戦期に矢部のいう 現在でもイギリスでは緊急権法によつてあらゆる労働問題が統制され 非常大権というものを認めて、 現に、 後に内閣の憲法調査会の委員となった矢部は、 「緊急権法」の授権規定によって、 国会の議決があれ 強力な執行権によってある程度社会の平均 矢部がイギリスに範を求めたのは 議会が政府に全権を委任するという現 戦後にお ば、 を引き合いに出 無補償もありうる」 ٧V 経済秩序は公共 、ても 政府 議会が立 しながら、 がが 統制 その 日本 ٤ 化 0 菌 を 事 経 て 大 促 う 福 憲 훚 は 済

府 識 内閣制を主張する。(巻) 神ヲ貫ク」ことを主張してい 戦後は 5 保されると考えていたものと思われる(๑) 0 0 の ここで注意すべき点は、 関 `変更を迫られたものといえよう。 認識の変容を迫られている点である。 .係が密な議院内 イギリスをモデルに、 新 閣制ならば執行権の強化 憲法制定前の昭和二〇年一〇月、 戦前同様矢部は執行権の正統性を国民に求めてい る。⁴⁹ 日本の政党が党利党略性から脱却して、 戦前自らの目指した国民組織が挫折 こうして戦前同様議会中心 戦前は議会に実質的に代わる国民組織の上に執行権を想定したのに対 は可 能 になり、 矢部は連合国の指示が出される前に「 政府に緊急時の授権をある程度認めてもその正 の政治を批判しつつも、 į 「共通の土台」に立った強力な内閣を作る議院 連合国による占領改革が予想される中 ・るが、 その正 統性の担保に イギリスのように議会と政 進ンデ議院 うい 内 閣制 7 前 精 7

担

して、 別するというものである。 (52) これは日本国憲法第二九条について述べていると考えられよう。以上の矢部の所有権の制限論は、 する矢部貞治を中心メンバー 行権が経済的自 すなわち ように「中小企業の保護のため」 の 国民を徴用する」といった「国家の防衛に含まれない公共の役務」にも服する義務を条文として設けている。(『) 福祉と秩序のため こうして自由放任主義を批判し共同体秩序の建設を主張する矢部は、 という憲法第二十五条の理想」を拡大するという側面を同時に持ち合わせていたのである。(メヨ) 権 利 が 「法律で禁止せられない限りはというふうな言葉を入れて、もう少し明確にする必要がある. (器) . 憲法に盛り込むことを示唆する公共のため の 一 人間 制限は、「中小企業の保護のため」に「独占の禁止とか、 由権を一定程度制限し労働の義務を負わせることで実現できると矢部は考えたのである。 人格の保護完成」 (中略) 矢部は権利の制限をするにあたり、「公共の福祉」という言葉によるのは抽 必要なら法律で規制できる自由権」と「法律をもっても侵しえな の一人に含む憲法研究会が作成した『日本国自主憲法試案』 のための社会主義的な共同体秩序は、 あるいは「農地や耕作権の保護」といった「社会福祉 Ó 一役務提供の義務」もこの観点から考えられるべきであろう。 所有権とくに資本の乱用の 義務の賦課と同時に権利 自由放任ではなく国民的基盤に立つ強力な は、 (中略) Ų١ 基本的 築堤事業や開墾事 防止とか」 ?の制限を主張する。 自身が述べて 0) 向 と述べているが 上と増進 象的であると 人権」とを区 事 の 実 公共 中 る 述

部 行うためには自由放任主義は批判されねばならないという、 民主主義的」 の は大日本帝 以上のことをまとめれば、 保護完成」 法 憲法であり、 革新」 憲法の は行えず、 しようとした。 「政体法」により生み出されている自由放任の「自由民主主義」 戦前の 「民主政治の危機」 矢部の緊急権規定・権利の制限・義務の賦課論は、 民主政治の危機」 戦後制定された日本国憲法もまた、 を迎えるとして、 から何ものも学んでいないとして、 社会主義的な共同体秩序論から出発していた。 社会主義的な共同体秩序論の立場から帝 大日本帝国憲法と同様に自由放 いずれも 的な体制の下では、 社会主義的な共同 一人間: 人格の保護完成 任 体秩序 戦 0) 「人間 憲 自 法 を 由 矢 0

成 く 的 の見地から改正が目指されたのである。すなわち、 な改正案を示しているわけではないが、 を行うべく 大日本帝国憲法を 「革新」しようとした立場からの改正論だったのである。 「自由放任的」 であると批判し、 後述するように改正試案のため 矢部の戦後憲法改正論は、 社会主義的な見地から執行権を強化して「人間 なお矢部は憲法改正運動の中で自身の体系 の共同研究等に従事していく。 「復古」あるいは戦前 の 人格 回帰では の保護完

四 矢部貞治の国際関係論と憲法改正論

(--)昭和戦前期における矢部貞治の国際関

個人の自由放任は資本主義と結びついて強者の支配になると考える矢部は、 矢部によれば独占の段階に達した近代の資本主義は、 国内における社会、 その生存と発展を保障せらるる平和の状態」という形で応用された。 き理想として全成員の「人間人格の保護完成」を主張していたが、 主義的 和 組織が重視され、 本節では昭和戦前期における矢部の国際関係論について検討する。 という理想を考慮することなく、 2利益を求める帝国主義につながると考える。 経済といった非国家レベルの「機能的」側面が国際的に結合することで生れる共同体的な国際政 自国の利益追求に走る主権国家が原子的に存在する状態が無秩序なものとされている点である。 自国のみの利益を追求する「独占的帝国主義」となる。 国家権力と結合することで対外的には、 既述のように、 重要なのは、 その理想は国際関係において、「凡ての民族が 同様に原子的な主権国家の自由放任 この理想を実現すべき秩序として 戦前矢部は国内において達成 すべての民族 国内における原子的 のた 日も資 め

平

上記の観点から矢部は非国家レベルの

「機能」

的側面を国際的に結合させ、

主権国家の枠組みを超えた共同体とし

治

な

ことは否定できないとしつつも、 という概念そのものを否定してはいないことには留意しておきたい。 7 らないと矢部は 0 基礎を有するに至らず、 の 国際政 の 国 [際政治乃至行政組織] 的 治組織を確立しようとする。 側 ,5 う う 8 面 の発達が もっとも矢部はこのように主権国家同士の利益関係に基づく行動に否定的であるも 現代世界政治を動かす原動力は 「国際化」 「世界人類の幸福を目的とし、 が 「具現化」してきているという。 することで主権国家の枠組みを超えた 矢部によればすでに第一次世界大戦後から経済・ (中略) それに必要な国際的政治組織を促進し」なけ 尚根本的に、 「これらの国際政治機構は、 「国際連盟 主権的 民族国家の対立闘 社会といった非 国際常設司法裁判 未だ充分に 争に ŏ 国 の 在 牢 h ば そ 固 ベ な な ル 家 0

えた る国 その 鳴するところ多い」としてい た矢部 益を維持するために国際連盟を利用しており、 権国家、 かしイタリアがエチオピアに侵攻した昭和一○年のアビシニア紛争以来、 共同 に利用される国際連盟には 持てる国」としての帝国主義的利益維持という自国の利益が原因であると分析する。 は、 フェ 体の理想から流出する生きた正義の機構」 特に英仏の帝国主義的利益維持の道具であると見るようになる。 ビアン協会で「 国際社会主義」 「真実の権威はあり得」 <u>ځ</u> アビシニア紛争において英仏がイタリア制裁に消極的なの 連盟の下で富、 が必要であるとする。 ないとして、 領土の再統制」 国際連盟に代わる国際社会主義的要素をも備 アビシニア紛争時イギリスに滞在して 中心国である英仏は自らの帝 既存の国際政治組織である に関するレクチャーを受け、 そしてこのような は、 国 国 まさに 義 連 持て 的 共 利

国家を成員として構成」 条約乃至規約の保障に協力することを以て、 強制 えて矢部は国際連盟について、 力は、 連盟自身に備はるのではなくして、 されているが、 「実力の基礎」、 国際条約乃至連盟規約の遵守と、 必ずしも各自の国家的利益とは考へ」ず、 その構成員たる各主権国家の協力に在」 国際正 義の基礎」を欠いていると批判する。 平和を集団的に保障すべ それぞれの利害の下に り、 これらの各主権 国際連 制 は、 裁 主 0

これは後述するように、

戦後矢部の憲法九条改正論の理論的根拠となる。

とい 機関とを具有する、 な共同体秩序の実現には のように、 う理想を考慮せず各々の利害で動くために、 こうして矢部は国際連盟に代わる「恒久的平和機構」として、「何よりも凡ての新兵器を独占する強大な警察 主権国家が共通の理念としての「国際正義の基礎」、 の新しい国際政府」を提言する。ここでは次節との関係から、 「強大な警察機関」という「実力の基礎」が重要であると説いている点に留意しておきた 国際連盟における集団安全保障は機能しておらず すなわちすべての民族の生存と発展のため 主権国家主義を相対化した国 「実力の基 0 平 和

際連盟は理想に奉仕しない制度であるとして、世界に新秩序が必要であると説く。その「世界新秩序建設の礎石」と して矢部はまず東亜に共同体を確立することを主張する。(ਫ਼) |持てる国」と国際連盟を脱退した日独伊の「持たざる国」という国際的な不均衡状態が生れたと見る。こうして国 以上のように矢部は、資本主義と結びついた主権国家が利益を求めて行動した結果、 国際連盟の中心である英仏の

統合」 経済につい で無政府たらしめ、 国際的 的要素を共同体に導入することを考えていた矢部は、 [民運動の協力による統合といった、「政治、 この東亜 国家絶対主義」 英米と理想を実現すべき共同体を目指す日本との戦いと位置づけられる。(※) あるい . な結合という理論に裏づけられていたことを示していよう。こうして太平洋戦争は「 て「高度の計画性」を持つことが必要だとする。以上のように国家レベルでのつながりではなく、(⑤) の共同体建設は、 は 国民運動」による「統合」が重視されていることは、 的なワシントン体制を「革新」し、「共存共栄」の経済的統合、 その牽制と均衡の中で」 中国の門戸開放等を取り決めた欧米帝国主義の表現である九ヵ国条約を制度化した 世界の制覇者たらんとするために 経済、文化の有機的統合」によってなされるという。 東亜共同体においては「日満支経済共同委員会」なる組 矢部の大東亜共栄圏論が、 「民族の自決や国家主権の絶対を言 さらには満州の協和会等と日 世界を原子的 非国家的 また国際社会主 |構造 ベ 経済 ル 本 主 0) 中 が で

て完成するという考えを持っていたのである。

は 亜共栄圏の理論的 n で重要である。 して勢力拡大を狙っている国の中に矢部が英米のみならずソ連も見ていることは戦後の矢部の国際関係論を論ずる上 を実現すべ ·樺太への勢力拡大を狙う帝国主義国と認識されている。このソ連への認識は次節で述べるように戦後まで引き継が(&) った主権 以上これまで述べてきたように、 く主権国家主義を相対化 国家主義の表現であるとみなされた現実制度は 昭和戦前期におけるソ連は、「日支の疲弊に乗じて赤化攻勢に」 根拠であった。 他方で、 矢部は国際関係において、 した国際的な共同体の構築を目指した。 戦前においてすでに国際関係の 「革新」される必要があったのである。 すべての民族の生存と発展のための平和、 「原子化」による したがって国際連盟やワシント 出て、 機会を見て満蒙国境、 「無政府的混 それが 乱 矢部の大東 という理 を利用 想

矢部貞治の憲法改

ていく

域では、 ると信じてゐた」と日記に記しており、 存 帯と協同 北したが、 が 日本にも わ 本節では戦後 かか 閉 により その ため 鎖的 昭和二三年の段階では以下のように述べている。「全体主義や広域圏秩序の思想」 部の理があると考えており、 の平和」とい な資源構造を持ち得」 の矢部の国際関係論と憲法九条に関 (中略) 敗北 れは、 世界秩序に統合され」ることが必要である。(8) 圏域思想が根拠がなかつたというよりも、 う理想は、 なかったことにある。 矢部が戦前における理念に対しては依然として一定の評価を与えていたこと 主権国家主義を相対化した非国家的レベルで結合する国際共同体秩序によっ 国際関係についても !する議論について検討したい。 ゆえに「より大なる世界構造」 「戦争そのものについては日本の立場にも半分 このように依然として矢部は むしろドイツや日本の企図した欧州や東 先に触れたように、 の「各民族が、 は今次大戦によって 「凡て 矢部 の 民 自主と連 の は 理 亜 戦 0) が 前 の あ 0

他

方で先述したように、

矢部は戦前からアメリカのみならずソ連をも「

帝国主義的」と評価

してい

たが、

戦後

の

比

帝

宝」であった。

7 の成否は尚予断を許さない」と冷ややかな視線を向けている。 較的早い 際連合が成立するなど「原子的な主権国家もその基礎を失い」つつあるとしながら、 アジア連合」、 運動として展開して行かなければならぬ」と述べる。このように非国家的単位での国際的結合を依然として重 いた矢部が、 強 へと戻りつつあると認識していた。 い対立関係が表面化して来た」と述べ、国際関係が再び自国の利益を求める「原子的な」主権国家がい対立関係が表面化して来た」と述べ、国際関係が再び自国の利益を求める「原子的な」主権国家が 矢部は 段階からアメリカとソ連を中心とする冷戦構造を認識していた。 「日本と中国と朝鮮との連合を考える」ことが必要であるとして、 そしてそれを進めて「世界的な連合体」とすることを主張するが、 その理想的秩序の障害として認識していたのは、 冷戦構造に敏感であった矢部は、 冷戦という新たな主権国家の対立に対抗すべき方策と 中 昭和二三年にはすでに国際連合について 闰 矢部は戦後の国際政治の動向を評 満州、 戦前の大東亜共栄圏の流れを汲 そのような連合は 朝鮮」 「米英とソ連との間 に展開する「ソ連の 「自発的な民間 配には、 併存する状 極 漸次 東 t 玉

に れて とばし 義 公然と仮想敵国」とした中ソ友好同盟援助条約が締結されたことは、 についても てい は への このような共産主義陣営に対する警戒心をより高めたのは昭和二五 いたら るの 田 自由放任は強者の支配を招くという矢部の持論がうかがえよう。 帰 が見られると警鐘を鳴らす。 は、 「半身不随の状態である」という評価になっていく。 る 赤色帝 疑いもなく共産陣営である」という認識を抱かせた。 が、 国主義のより以上の搾取とモ しかしながら「アジア諸民族がいつまでもただ独立にのみ情熱を傾けて、 アジアでは第二次世界大戦後、 スコー への隷属の中に自らを投ずる」ことになると述べる。 この朝鮮戦争の勃 |年の朝鮮戦争の勃発である。 また矢部は、 矢部に「今日の世界で、 アジアが主権国家としての形に固執して 「独立への民族意識が燃える情熱となつてほ アジア諸国においても主 発 さらに同年中 本質的に覇道権道 より高次の連合を忘 これ以 · ソ 間 で 権国 玉 日 [家主 を歩 連合 本 を

5

V

秩序は崩壊するだろう。そこで必要なのは、 つつアジア連合を建設しその秩序を維持すべき安全保障を確立することである。(空) 勢力の の好(18) となれば、 矢部の理想とする「アジア連合」さらには 露骨に帝国主義的利益を追求している共産陣営ではなく、 「世界連邦」へと進むべき理想的な国際共同 .側陣営

体

発展し国際共同体秩序が生れるとする。 要素も持ってい った非国家的 アジア連合は V 「移民、 、なければならないという。 (®) ベル の 「機能」 通商、 貿易の自由化、 的側面が国際的に結合することで達成され、 この国際共同体秩序は 旅行や文化交流の促進、 「国際的な生産分配の計 未開発地域 さらに将来的にはそれが世界 の開 画化」とい 発 とい った経 った国際社会主 済 連 社会と こへと

0

権 が L ることによって可 えよう」と述べる。 ゕ がゆえに「 も国際共同体秩序の中で恩恵を受けるのであれば、「その一員として義務と責任を果たすだけの軍備 の発動とも言うべき国連その他の制裁戦争」には参加できるはずだが、 って「秩序を基調とする国際平和」を考える日本国憲法の下では、その秩序が乱された場合「国際平和団体の自 利益のみを追求する状態を無秩序と考え、 矢部貞治の憲法九条改正論はこの国際共同体秩序との関係で論じられる。 は、 ねない。 それは主権国家が自国のみの利益追求に走ることを「実力」によって抑え、 世界連邦の思想に結合し、その強化は一つの世界をもたらすものであり、 というのである。 「実力の基礎」がないとして、「一つの新しい さらに矢部は集団安全保障が国際的な共同体という理想を積極的に実現すると考え、「集団安全保障 能になるというのである。その意味で集団安全保障は現実と理想の橋渡しとされる。 矢部の認識では「凡ての民族の生存と発展のための平和」 ここで戦前矢部が、 非国家レベルで結合する国際的な共同体を秩序ある状態と見る。 国際連盟の制裁は主権国家の意向に左右され連盟自身に備わって ,国際政 府 が 「強大な警察機関」 第九条の「交戦権の否定」はそれすら否定 矢部は、 国際的な共同体秩序を維持 は、 現実と理想の橋渡しになるも 主権 「世界連邦」 国家が原子的に を所有すべきであるとし の下に実現され したが は 持た 存在 ね って日 自国 ば た す

した考えを持ちつつも、

時代状況の中で認識の変更を一部受容している様がうかがえよう。

と関 すべ 識は 連 えてい 7 |連が 邦 陥 以戦前か ₫して矢部は国際連合を「国際連盟と異り、 たことを思い出していただきたい。 く制裁紛争に参加するため、 $\|$ っているとしつつも基本的には是認しているのである。 るが、 国際連合へと発展する過渡的なものと考えられていたと見るのが妥当であろう。ここにも矢部が戦前 「世界連邦」 。 ら 一 その 貫しているのである。 国際警察も に近づく可能性を指摘する。 「個々の 戦力の保持と交戦権を否定する九条の改正が必要だというのである。(※) 国 矢部は戦後の集団安全保障についても各国が軍を出し合って作る国際警察と捉 すなわち、 「の戦力と無関係に天から降ってくるわけではな」く、 (8) 戦前国際連盟を否定したのに対し、 現実的であり、 理想的秩序を実現・維持するには したがって矢部の主張する 共同安全保障に基く武装平和主義である」と評価し、 国際連合は冷戦により機能不全 「実力」 「アジア連合」は 日本もその義務を果た が必要であるとい なお、 いず から う認 貫

好 部 けでは 0 実現が (餌」と批判する時、(8) が国際共同体秩序を理想としていることを考えれば、 矢部は国家が各々の利益に基づいて行動することに否定的なのであり、 ない。 .阻まれるという側面も内包されていたと考えられよう。 したがって侵略から日本の国土を防衛するという側面からも第九条の改正論を唱えている。 そこには日本が非武装の孤立主義をとって共産主義に侵略されれば、 日本の非武装中立を「その中立は孤立」 国家という概念そのものを否定していたわ 理想的な国際共同体 であり「各個撃破 かし、 :秩序 矢 Ď

の国際的 以上の や朝鮮戦争に現われたように自らの利益に基づいて行動している。 的 そのために戦力の保持と交戦権を否定する第九条の改正が必要だと矢部はいうのである。 ?結合によって生じる国際共同体秩序が最適であると考えてい ように矢部は依然として「凡ての民族の生存と発展のための平 側面で結合する国際共同体秩序を強固なものにしていくという そこで主権国家が利益追求に走るの た。 和 しかし 「橋渡し」 という理 現実においては主権国家が 的 短の な意味で集団安全保障 実現には、 すなわち矢部 非 国 を断念させ Ų١ 的 ベ 0 ル

九条改正論 な側面を内包していたのである。 は、 主権国家の利益追求を制限し、 非国家レ ベ ル の国際的結合を実現・維持しようとする非主権国家主義

五 戦後憲法改正運動の中の矢部貞治とその影響

戦後憲法改正論の中の内政論

根 部を招いて超党派の憲法調査会を作る話を行っている。(8) 係でいえば、 矢部貞治さんの影響を受けていた」と述べる中曾根康弘との関係を見ていきたい。中曾根は東京帝国大学時矢部貞治さんの影響を受けていた」と述べる中曾根康弘との関係を見ていきたい。中曾根は東京帝国大学時 の共同体主義に「確かに共鳴した 康弘が代表の座につくことで発足した。 これまで述べてきた矢部の憲法改正論はどれほどの広がりと影響を持ったのであろうか。 それに対して矢部は「出来るだけ協力しようと返事」している。(『) まず昭和二九年には中曾根が矢部を訪れ、 (中略) 私も考え方に賛同して講義を聴講していた」という。 この憲法調査会は銀座の木挽町に居を構え、 民間の憲法改正運動の「ヘッドになってくれ」と頼 その約一ヶ月後の三月四日には中曾根らが矢 まずは自ら一思想的 憲法改正運動との 矢部貞治と中 みに来て 矢部 には 関

述べ な 0 自 このように矢部と深い関係をもつ中曾根の日本国憲法改正論には、 由 旧 思想 民主主義」 弱い大衆を守るために、 にも の憲法で」 かかわらず、 を基礎にした「弱者保護に薄い」憲法であるという。 あり、 「現在の憲法は十八世紀的な古風な 「所有権を中心にして、 権利の行使や自由の確保に社会的制限を加える大衆的民主主義の時代に移行した」 財産を持てる者が、 (中略) 矢部の影響が見てとれる。 権利中心、 このような過度な「自由放任」の下では政治 自己の権利と自由を主張した当時 自己の自由中 中曾根 心 ō, 天賦 は 人権 時代は今 的

が

つ

て

「大衆の利益を考慮し、

社会の底辺に照明を投光しなければならない

首相公選制度の下では、

執行権は

「直接

国民

的

基国

(中略)

福祉国家」

を実現するに

民投票による「首相公選制」による執行権強化が必要なのである。(5)

議員は 擦を進んで調節する」 は安定しないとし、 国民的自覚」を忘れ、 日本国 ために [憲法における 「行政権の安定を図る必要がある」という。 (3) 政府のポストを目的として派閥政治を展開し、 「国会万能の行き過ぎを」是正し 中 「積極的 ・曾根によれば、 安定した内閣は生み出され に国民 の福祉を図り、 現在の議院 れ な い⁹⁴ 閣 階 層間 制 下 0 た 摩 で

礎を持つこと」となり、「民族の目標や政治の理想」の下に「清潔性と安定性を回復する」というのである。(%) という中曾根の首相公選制は、 達成できないとして、 以上のように、 逆に執行権の強化にはつながらないとして批判的であったが、 (g) 中曾根は矢部と同様、 行政権の安定化を提言する。 国民の自発的参与により強力な執行権が確立するとしていた矢部の主張に影響を受け 「大衆的民主主義の時代」に「自由放任」の日本国憲法の下では民主 矢部は首相公選制について、 国民的基礎の上に立つことで執行権は 議会との関係からデッド 強化され . П ッ 主 クとな 一義は る

たものと考えられよう。

る まま見ることには注意が必要であろう。 小企業の 憲法に規定することを主張する。 は政治家としての側面があり、 また中曾根は憲法を改正し、 ある 保護、 は 農地の零細化を防止するため、 農地所有者の権利を制限することで農地の細分化を防ぐことを示唆してい 「国家は、 これらの主張に関しては政治的配慮が働いている可能性もあ 中曾根はこの二つの主張について、それぞれ 企業の規模に応じ夫夫国民経済 法律により相続につき特別な定めをなすことが出来る」という条文を の伸 「所有権の制限」 張に寄与するよう調和 る⁹⁸ Ď, しかしなが による独占から 矢部 ある発達を図 の 影響をその 5 中 の 曾 根 中

組 合連盟 次に矢部 の 田畑 6 理 厳 事に名を連ねている自主憲法期成同盟につい 徳が、 矢部貞治、 神川彦松を「訪問して 『憲法研究会』 て触れたい。 この同盟 をつくることについて相談した」ことに の結成 の契機は昭 和

あ₍₉₉ であろう。 (Ⅲ) する。この「公共の役務」は先述したように矢部が憲法に盛り込むことを示唆していたものであり、この試案の解(ミッ) 共同体主義を目指したものと考えられよう。なお、 りである。 意に反する苦役に服させられない」という条文により「国家の防衛に含まれない公共の役務」にも服する義務を主 れ 日本国自主憲法試案」を作成した。 の共同研究の最初の成果」とされており、 「公共の福祉のためであるならば、 さらに同試案一三条は、 昭和三〇年に矢部は中曾根の憲法調査会と結びつけようとしている。 (雲) すなわち公共の福祉を名目とした労働の義務を一定程度負わせることにより、 同試案でも農地の零細化防止のため所有権の制限を伴う家産制度規定を憲法に盛り込むことが検討され 「国家の防衛に従事し、 同試案は矢部を含む同会のメンバーの 築堤事業や開墾事業に国民を徴用することは可能」としていたことも既述 同会メンバーの考えを綜合的に勘案して作成されたものと見るの 試案の解説では「公共の役務」は もしくは公共の役務に服する場合(中略) 自主憲法期成同盟は憲法研究会を結成 「調査研究の結果をまとめ」た 「徴兵制」 自由放任の対概念とし とは明確に区別され を除いては、 わわ が妥当 その の れ 通 説 て わ

政が積極的に介入し「福祉国家」の理念を実現しようとするものであった。 このように矢部とともに活動したグループの憲法改正論は、 自由放任の下では民主主義は実現できないとして、 行

〕 戦後憲法改正論の中の九条改正論

日 位置をしめており、 か 本も相応の責務を負わねばならないとする議論も多数存在していたことは看過し得ない。 本節では、 その一 方で矢部が主張したような、 戦後憲法改正 これまで述べてきた矢部、そしてこれから述べる中曾根、 論 の中の第九条に関する部分を見ていきたい。 主権国家主義を相対化した理想的な国際政府を建設し維持するためには 確かに戦後の九条改正論は自衛 改進党もその重要性を説 先に触れた中曾根は早 て が中心 的 L

る 適

協力行為

(国際警察行為と云うべきか)

に参加する可能性」を認めておくためにも憲法第九条の改正

が必要だと述

して 成 と述べ、そのために日本国憲法の中に「他国と平等の条件の下に、 理念」を尊重し、「世界を一つの完全単一社会として昇華せしむるの世界的運命共同意識に徹しなければならな b 《のため必要とする主権の制限を承認する」旨の規定の挿入が必要だという。そして「この様な平和確保の(®) 昭和二二年に、 おり、 昭和二九年になると、 自身が矢部の影響を受けて執筆したとする 世界各国は「いたずらに旧来の主権概念に拘束されること」 『青年の理想』 世界の平和と正義を確保する国際機構の建設 の中で将来世界は なく つ の世界に進 「世界連邦結 為の国 成 際 لح

となるという観点が包含されていた。こうして中曾根の所属する改進党の憲法調査報告書は、 という「東アジアの協力機構構想」について語っていることを見れば、(『) 維 ということは将来起り得る」と述べる。 0) には矢部同様、 曾根は、 の構想は詳細には述べられていないが、 んでいくと考えていたのではないかと考えられる。 (国際連合又は将来の世界連邦など) 矢部 ためには従来の絶対主権国家観念は止揚されつつあるという、 持のため 国家主 から共同体主義の影響を受けていた中曾根は、 矢部と同様に経済等の非国家レベルでの国際的結合が「アジア国民主義連合」さらには 権 の九条改正論を唱えるのである。さらに昭和三三年にはアジア国民主義連合なる構想を披露している。(※) の 日本の非武装が「常に他国の侵略を誘惑」することになり、 部移譲を容認する旨の規定を憲法に置くことを可とする見解もある」とし、 に参加し、 後年の回想で「まず経済協力機構を作り、次に政治的共同体に進んでいく」 中
曾根
の
みならず
改進
党自体
も、 その憲章、 また先述したように中曾根も自衛のための軍備を唱えるが、 矢部と同様国際関係にもその考えを応用 協定又は国際協力義務 諸国の実例にかんがみ 昭和三三年当時、 世界の真の平和」 理想的 (共同防衛の義務の分担) な「世界連邦」への実現への妨げ (中略) 矢部の影響を受けてい は 「日本が ï 世界恒久平和 高次な国際機構 「世界連邦」へと進 「世界連邦」とその 国際的 玉 か とら海 際平 に弱肉強 和 0 実現 そこ た中 派兵 機 食 構 対

あ

つった。

また、

九条改正論と絡む国際関係論についていえば、

曾根と同様、 としての国際協力義務の観点から第九条の改正を考えていたと思われる。 0 0 自由 原理からの 主義的な政治原理」ではなく、「世界正義の実現と人類愛の実践を理念とする世界連帯乃至世界協同 、み確保せられる」として党員を欧州で開かれた世界連邦運動に参加させている。 (E) 主権国家主義を制限する国際的な共同体主義にシンパシーを感じており、 その「高次な国際機構」 改進党自体も矢部 1体の建 持 設 中

ちつつも、 以上のように、 他方で主権国家の自由放任に制限を加え、 矢部とともに憲法改正を推進した中曾根康弘 より「高次な」共同体を実現するという観点からも唱えられて ―改進党の九条改正論は、 国家防衛という側 面をも持

ハ おわりに

たのである。

12 完成」を実現すべく、 度は、「人間人格の保護完成」を実現できないとして社会主義的な共同体秩序論の観点から「革新」 矢部は、 貞治の憲法改正論を、 のである。すなわち、「復古」・戦前への回帰と括られがちな戦後の日本国憲法改正論は、 本稿は、 「革新」できるとする。 制度や法は「人間人格の保護完成」という理想を実現するためのものであり、そのためには、 戦後 「保守派」と称される勢力と深い関係にあり、 帝国憲法の規定とその運用を社会主義的な共同体主義論から批判した立場から出発したもので 戦前からさかのぼって検討することで戦後の憲法論の一端を明かにしようと試みたものである。 自由放任の「古い」理念の下で作られた大日本帝国憲法そして戦後の日本国憲法という制 当時の憲法改正運動の中で活発な動きを展開した矢部 全国民の 「人間人格の保護 の対象とされた 法や制度は常

矢部は戦前と戦後を通じて「凡ての民族の生存と発展のため

を実現するために必要とされた。

となり、 ることで生れる共同体秩序によって実現されると考えた。そしてその秩序は集団安全保障によって初めて強固 の平和」 国家主義」的とされてきた九条改正は、 日本もその恩恵を受けるのであればその責任を負わねばならないとされたのである。 という理想は、「原子的」な主権国家が併存している秩序ではなく、 主権国家に制限を加える、 非国家レベルで結合する国際的な理想的 非国家レベ ル の分野が国際的に結合す すなわち、 これまで 以共同体

な諸相がはらまれていることが明らかになりつつあるが、 (E) は捉えられない複雑な諸相を内包している。 正論はこれまでの「復古」・「戦前憲法への回帰」あるいは憲法第九条の改正=ナショナリスティック、という図式 憲法期成同盟に参画し、 このような矢部の議論は憲法改正派である中曾根康弘に影響を与え、さらには矢部自身、学者グループである自主 中曾根らと共に憲法改正を実現すべく幅広い活動を展開した。 近年、 暗黙のうちに使われてきた「保革」という図式の中に、 本稿はその一助となるものであろう。 以上のように、 当時 実は複雑 の憲法改

- 1 復古的であり」としている(一三四頁)。また福永文夫 憲派の議論を「戦前回帰的」としている(一二五頁)。 例えば佐藤昌 平成二年)は当時の改憲論について「軍隊の保持、人権の制約と国防の義務などの義務規定の拡充 郎 「大衆諸運動の展開と保守・革新」(歴史学研究会編集 『大平正芳―「戦後保守」とは何か』 『日本同時代史三 (中公新書、 五五年体制と安保闘争』 平成二〇年) (中略)など、 は改
- 2 吉田裕「戦後改革と逆コース」(吉田裕編『日本の時代史二六 戦後改革と逆コース』吉川弘文館、 平成一六年)。
- (3) 例えば大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム』(中公新書、昭和六三年)第三章
- $\widehat{4}$ 新体制の思想と政治。 戦前の矢部貞治を扱った代表的なものに、 (有志舎、 平成二一年)や波田永実氏の四つの矢部論がある 伊藤隆 『昭和十年代史断章』 (東京大学出版会、 昭和五六年)、 源 ЛĬ 三真希 近
- 5 波田永実「〈研究ノート〉矢部貞治の新憲法 四九』東海大学、 平成九年)四八頁。 ・戦後天皇制構想:日本国憲法成立期の国民主権論の 断 面 (『行動科学研

- 6 矢部貞治日記』 大正一二年三月八日の条。憲政記念館所蔵
- $\widehat{7}$ 「矢部貞治日記」 昭和 一年三月七日の条。憲政記念館所蔵
- 9 8 『矢部貞治日記』 「矢部貞治日記」 大正一五年九月八日の条。憲政記念館所蔵 大正一三年一月四日の条。 憲政記念館所蔵
- 10 矢部貞治「現代独墺に於ける衆民政諸論(三・完)」(『国家学会雑誌』、昭和七年二月)三〇頁。
- 11 る」と書いて送った。この矢部の考え方は、矢部政治学を貫く基本テーマであったと考えられる 図書展示に際して著者の言葉が欲しいと要望され、「政治学」の一句として、「政治は天使でも野獣でもない人間の営みであ 矢部貞治 『矢部貞治日記 欅の巻』 (読売新聞社、 昭和四九年) 昭和二六年一〇月二一日の条。 矢部は長野図書館の有名
- 12 矢部貞治「近代国家観の変遷」(『婦人公論大学 第一二政治経済篇』中央公論社、 昭和七年)八五—八六頁
- 13 10 矢部「現代独墺に於ける衆民政諸論(三・完)」三〇―三三頁。
- 同前、 三一三五頁。

14

- 15 矢部貞治「制度としての衆民政」(『国家学会雑誌』、昭和三年三月)八八頁。
- 17 16 矢部貞治 矢部貞治 「思想的危機と政治的危機」(『理想』理想社、 「現代独墺に於ける衆民政諸論(一)—衆民政本質の諸問題」(『国家学会雑誌』**、** 昭和七年一〇月) 二七一二九頁。 昭和六年一〇月)
- 18 矢部貞治『政治学講義要旨』 (非売品、 昭和八年)六三頁。
- 前揭注 (10)矢部「現代独墺に於ける衆民政諸論(三・完)」 | 一二二頁

19

- 『矢部貞治日記』昭和五年二月二〇日の条。 憲政記念館所蔵。
- 21 20 矢部貞治日記 欧米留学時代』(私家版、 平成元年)昭和一一年一一月二五日、一二月三日の条
- $\widehat{22}$ オットー・ケルロイター著、 矢部貞治・田川博三訳『ナチス・ドイツ憲法論』(岩波書店、昭和 四四 年
- $\widehat{23}$ 矢部貞治 『政治学講義要旨:現代政治危機の諸問題』 (非売品、 昭和一二年)一三六—一 四二頁
- $\widehat{24}$ 矢部貞治 「政治学最近の諸傾向」(『中央公論』 中央公論社、 昭和六年一月)三八〇頁
- $\widehat{25}$ (2)矢部『政治学講義要旨:現代政治危機の諸問題』 一三九―一四三頁。
- 海軍省調查課「矢部嘱託 世界的動乱と帝国国防国家体制」 (『岸幸一コレクション』 日本貿易振興機構アジア経済研究所

- $\widehat{27}$ 『振興機構アジア経済研究所、平成一八年)二―三頁』 海軍省調査課 一新体制ノ基本構想 (海軍省嘱託矢部貞治氏講述)」昭和一五年八月二〇日(『岸幸一コレクション』 日本貿
- $\widehat{28}$ 『大政翼賛会--新体制への道』(中公新書、昭和五八年)
- 29 「国策についての上奏文」『近衛文麿関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵
- 30 東京辞書出版社編『公民科辞典』(東京辞書出版社、 昭和八年)一二一頁。
- 31 前掲注 (26)「矢部嘱託 世界的動乱と帝国国防国家体制」ニニ―ニ四頁
- 32 前掲注 (29)「国策についての上奏文_
- 下』(非売品、昭和一三年)一五一—一五二頁
- 33 矢部貞治『欧州政治原理講義案
- 35 34 前掲注 矢部貞治『矢部貞治日記 <u>11</u> 矢部 『矢部貞治日記 欅の巻』昭和二一年一月二五日の条。

銀杏の巻』(読売新聞社、

昭和四九年)

昭和二〇年一〇月二七日の条

歷史民俗博物館所蔵』国立国会図書館憲政資料室所蔵

37 前掲注(5)波田「矢部貞治の新憲法・戦後天皇制構想」四三頁 36

新日本政治ノ綱領」『木戸家関係文書

- 38 前揭注 (11) 矢部 『矢部貞治日記 欅の巻』昭和二一年三月七日の条。
- ·每日新聞』昭和二一年八月二八日付、 一面。
- 39
- 40 前揭注(11)矢部『矢部貞治日記 欅の巻』昭和二一年八月二八日の条
- 41 矢部貞治『祖国に連る労働者の道』(労働出版部、昭和二三年)七一頁。
- 42 「風間丈吉手帳 二九・六・二二」『風間丈吉関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵
- 43 矢部貞治「民主主義と公共の原理」(『拓殖大学論集 九』拓殖大学研究所、 昭和三一年)九頁
- 44 年)一一六—一一九頁。 矢部貞治「民主政治のあり方からみた日本国憲法」(毎日新聞社論説室編 『憲法改正是か非か』 毎)日新聞社、 昭和三一
- 45 九年)一二二頁にも同様の記述がある。 前掲注 (41) 矢部『祖国に連る労働者の道』 五八—五九頁。 また、 矢部貞治著『民主主義の基本問題』 (弘文堂、 昭和二
- 46 民主主義研究会編 『日本立法資料全集 別卷一五六 欧米八ヶ国の国家緊急権』(信山社、 平成一二年復刻版) 六九頁
- 矢部貞治「社会主義憲法について」(矢部貞治著『日本に遺す』 鹿島研究所出版会、 昭和四三年) 一〇九一一一〇頁。

- 48 矢部貞治『日本の政党』(全国地方銀行協会、昭和三三年)全体参照
- 49 「憲法改正件案」『木戸家関係文書 歷史民俗博物館所蔵』国立国会図書館憲政資料室所蔵
- 50 <u>46</u> 『日本立法資料全集 別巻一五六 欧米八ヶ国の国家緊急権』二二頁参照
- 51 憲法研究会編『日本国自主憲法試案』(勁草書房、昭和三○年)六三─六四頁。
- $\widehat{52}$ 前揭注 (4)矢部「民主政治のあり方から見た日本国憲法」一二〇―一二三頁
- 53 改進党憲法調查会『一九五四年八月 憲法調査会資料四 矢部貞治氏述 日本国憲法に関する考察 四九頁。 国立公文書
- 54 前掲注(4)矢部「民主政治のあり方からみた日本国憲法」一二一―一二二頁。
- 55 矢部貞治「民族発展の倫理」(『理想』理想社、昭和一二年一二月)一九頁。
- 57 56 前揭注 前揭注 (12) 矢部 (18) 矢部 『政治学講義要旨』一五九頁 「近代国家観の変遷」八一―八二頁。
- 58 前掲注 (12) 矢部 「近代国家観の変遷」九〇頁。
- 59 前掲注 矢部貞治「英国労働党の近情 (21) 矢部 『矢部貞治日記 倫敦にて」(『日本評論』 欧米留学時代』昭和一〇年一一月二八日の条

日本評論社、

昭和一〇年一二月)一〇八頁

- 61 60 前揭注 (33) 矢部
- 『欧州政治原理講義案 下』一九二—一九三頁。
- 63 62 矢部貞治「欧州政治の現況」(『文化講習会講義録第一回』渡辺翁記念文化協会、昭和一二年)八三―八四頁 矢部貞治「欧州に於ける戦争の危機」(『改造』改造社、昭和一二年八月)五七頁。
- 64 前掲注(26)「矢部嘱託 世界的動乱と帝国国防国家体制」七一八頁。
- 65 同前、 一〇一二、三六一三九頁。
- 66 矢部貞治『新秩序の研究』(弘文堂、昭和二○年)一三二─一三三頁
- 67 26 「矢部嘱託 世界的動乱と帝国国防国家体制」 一五頁。
- 68 前掲注 (35) 矢部『矢部貞治日記 銀杏の巻』昭和二〇年一一月二日の条
- 69 『世界政治情勢と日本の進路』 (労働出版部、 昭和二四年)八—一三頁

- (71) 同前、一頁。
- (72) 前掲注(41)矢部『祖国に連る労働者の道』七九―八二頁
- (73) 同前、八六頁。
- 74 矢部貞治「日ソ交渉の基本的態度」 四頁。 (世界民主研究所編『日ソ交渉の基本問題:中立と日本』世界民主出版部 昭和三〇
- 75 矢部貞治「現代国家と民主政治の課題」(『研修資料 第三集』 防衛研修所、 昭和二九年) 一二頁
- $\widehat{76}$ 矢部貞治「独立日本の進むべき道」(『あゆみ』昭和二七年五月)一〇一一一頁。『矢部貞治関係文書』政策研究大学院大
- $\widehat{77}$ 策研究大学院大学所蔵。 矢部貞治「国際情勢とアジアの進路」(『新生亜細亜』 世界民主出版部、昭和二八年)八—九頁。『矢部貞治関係文書』 政
- (80) 矢部貞治「五(79) 同前、九頁。

国際秩序の協同化」

(協同主義研究会編

『協同主義の政治・

国家論

協同組合懇話会、

昭和三〇年)一一

78

同前、

- 81 七頁。 矢部貞治「平和憲法の悲劇」(『月刊読売』九(三)読売新聞社、 昭和二六年号外版)一五頁。
- 前掲注(75)矢部「現代国家と民主政治の課題」一四頁。

82

- 83 矢部貞治『憲法改正問答-―なぜ憲法は改正せねばならぬか――』(綜合文化社、昭和三一年)
- (84) 同前、三七頁。
- 85 係文書』政策研究大学院大学所蔵 矢部貞治「憲法改正をめぐる諸問題」(『主張と解説』 世界民主研究所、 昭和二六年二月)二二頁以下参照。 「矢部貞治関
- (86) 前掲注(75)矢部「現代国家と民主政治の課題」一二―一四頁)
- (87) 同前、一五頁
- 究大学院大学所蔵。 矢部貞治「いずれの途よりか平和へ」(『主張と解説』 世界民主研究所、 昭和二七年)五頁。『矢部貞治関係文書』 政策研

106

康弘

- 89 瀬川高央』(新潮社、 中曾根康弘『中曾根康弘が語る戦後日本外交 平成二四年) 六六頁 聞き手 中島琢磨、 服部龍二、昇亜美子、若月秀和、 道下徳成、
- 90 同前、 六五頁。
- 91 前揭注(11)矢部『矢部貞治日記 欅の巻』 昭和二九年一月二二日の条。
- 92 同前、 昭和二九年三月四日の条
- 93 中曾根康弘『自主憲法の基本的性格』(憲法調査会、 昭和三〇年)三八、七六—七七頁
- 94 「中曾根康弘書簡他」『亀井貫一郎関係文書』
- 95 中曾根康弘「日本の民主主義の諸問題」(前掲注(8)中曾根『中曾根康弘が語る戦後日本外交』)五九四頁:

国立国会図書館憲政資料室所蔵

- 96 前揭注 (94)「中曾根康弘書簡他」。
- 97 矢部貞治「議院内閣制の検討」(『国会制度と内閣制度』自由党憲法調査会、昭和二九年)八二頁。
- 98 前揭注 (9)中曾根『自主憲法の基本的性格』三九、四二―四三、八七―八八頁。
- 99 年七月)二一頁。 田畑厳穂「自主憲法期成同盟は何を為すか― -設立の経緯と今後の方向――」(『民主政治』自主憲法期成同盟 昭和三〇
- 100 矢部貞治『矢部貞治日記 紅葉の巻』 (読売新聞社、 昭和五〇年) 昭和三〇年三月一二日の条。
- 102 101 憲法研究会の中心メンバーは、藤田嗣雄、矢部貞治、大西邦敏、田上穣治、黒田覚、村瀬直養、 他国の憲法との比較のもと代替条文の提示を行っているが、未だ検討段階のものもあり、完全な形を示してはいない。 憲法研究会編『日本国自主憲法試案』三—四、六三—六四、七三—七四頁。 田畑厳穂である。
- 103 中曾根康弘 『青年の理想』(一洋社、 昭和二二年)五三項。
- 104 中曾根康弘 『日本の主張』 (経済往来社、昭和二九年) 五九─六○頁
- 105 前揭注 93 中曾根 『自主憲法の基本的性格』 二四―二五頁

「変態の世界と新らしい政治」(『経済展望』

経済展望社、

昭和三三年四月)三九頁

- 107 中曾根 『中曾根康弘が語る戦後日本外交』 五八三項
- 108 中曾根 『自主憲法の基本的性格』 七四頁。
- 「改進党憲法調査会報告書」(『改進党憲法調査資料:七』 自主憲法期成議員同盟、 昭和三〇年)二六—二七頁

- (1) とすない 『欠れ)でふっ』『女生所引』四日二人三九月二二日寸、二百(⑪)「改進党の主体性について」『改進新聞』昭和二八年六月一五日付、一面。
- $\widehat{111}$ 北村徳太郎「欧州の旅から」『改進新聞』昭和二八年九月二一日付、二面。

河野康子『戦後と高度成長の終焉 日本の歴史二四』(講談社学術文庫、平成二二年)三三六―三三八頁。

所属学会 日本政治学会 最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程 所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

専攻領域

日本政治